

●社会福祉事業功労者等に対する知事顕彰推薦候補者チェックシート

推薦書提出前に、全て該当するか確認をお願いします。全てに該当していない場合、推薦の要件を満たしておりません。推薦書と合わせて、チェックシートも提出して下さい。

【民生委員・児童委員】

- 調書は様式1である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現職である
- 年齢は満60歳以上である
- 従事期間は17年以上である。(福祉委員の在職年数を含む)
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(民生委員・児童委員永年勤続功労)受賞後概ね3年以上経過している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない

【社会福祉事業団体関係者】

- 調書は様式2である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 社会福祉事業団体の関係者である
- 現職である
- 年齢は満55歳以上である
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労、③同特別永年勤続功労のうち、いずれか)受賞後概ね3年以上経過している
(該当功労番号:)
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

【社会福祉事業施設従事者】

- 調書は様式3である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 社会福祉事業施設従事者である
- 現職である
- 年齢は満55歳以上である
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労、③同特別永年勤続功労のうち、いずれか)受賞後概ね3年以上経過している
(該当功労番号:)
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

●社会福祉事業功労者等に対する知事顕彰推薦候補者チェックシート

推薦書提出前に、全て該当するか確認をお願いします。全てに該当していない場合、推薦の要件を満たしておりません。推薦書と合わせて、チェックシートも提出して下さい

【ホームヘルパー】

- 調書は様式4-1である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現職である
- 従事期間は17年以上である。
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労のうち、いずれか)受賞後概ね3年以上経過している
(該当功労番号:)
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

【身体障害者相談員】

- 調書は様式4-2である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現職である
- 従事期間は17年以上である。
- 沖縄県身体障害者福祉大会長表彰を受賞している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

【知的障害者相談員】

- 調書は様式4-2である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現職である
- 従事期間は17年以上である。
- 沖縄県知的障害者教育・福祉・就労研究大会長表彰を受賞している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

●社会福祉事業功労者等に対する知事顕彰推薦候補者チェックシート

推薦書提出前に、全て該当するか確認をお願いします。全てに該当していない場合、推薦の要件を満たしておりません。推薦書と合わせて、チェックシートも提出して下さい

【 ボランティア(個人) 】

- 調書は様式5-1である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現在も活動中である
- 従事期間は10年以上である。
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(特別功労)を受賞後、概ね3年以上経過している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

【 ボランティア(団体・学校) 】

- 調書は様式5-2である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現在も活動中である
- 従事期間は10年以上である。
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(特別功労)を受賞後、概ね3年以上経過している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

【 社会貢献・ボランティア支援 】

- 調書は様式5-3である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現在も支援中である
- 社会貢献活動やボランティア活動の支援を行っている
→ 直接具体的なボランティアを行っている場合は、ボランティア団体 様式5-2へ
- 従事期間は10年以上である。
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(特別功労)を受賞後、概ね3年以上経過している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

●社会福祉事業功労者等に対する知事顕彰推薦候補者チェックシート

推薦書提出前に、全て該当するか確認をお願いします。全てに該当していない場合、推薦の要件を満たしていません。推薦書と合わせて、チェックシートも提出して下さい

【共同募金奉仕(個人)】

- 調書は様式6-1である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現在も活動中である
- 従事期間は10年以上である。
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(特別功労)を受賞後、概ね3年以上経過している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

【共同募金奉仕(団体)】

- 調書は様式6-2である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現在も支援中である
- 従事期間は10年以上である。
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(特別功労)を受賞後、概ね3年以上経過している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない
- 推薦順位を付している(複数推薦の場合)

●社会福祉事業功労者等に対する知事顕彰推薦候補者チェックシート

推薦書提出前に、全て該当するか確認をお願いします。全てに該当していない場合、推薦の要件を満たしておりません。推薦書と合わせて、チェックシートも提出して下さい

【身体障害者自立更生者】

- 調書は様式7である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現在、自立更正
- 年齢は満37歳以上である
- 身障手帳4級以上の障害程度
- 沖縄県身体障害者福祉大会長を表彰受賞している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない

【知的障害者自立更生者】

- 調書は様式7である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現在、自立更正
- 年齢は満37歳以上である
- 療養手帳所持
- 沖縄県知的障害者教育・福祉・就労研究大会長を表彰受賞している
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない

【地域福祉活動功労者】

- 調書は様式8である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 現職である
- 年齢は満50歳以上である
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労、③同特別永年勤続功労のうち、いずれか)受賞後概ね3年以上経過している
(該当功労番号:)
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない

●社会福祉事業功労者等に対する知事顕彰推薦候補者チェックシート

推薦書提出前に、全て該当するか確認をお願いします。全てに該当していない場合、推薦の要件を満たしておりません。推薦書と合わせて、チェックシートも提出して下さい

【その他社会福祉の向上に特に功労のあった者(里親)】

- 調書は様式9-2である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 里子養育期間は10年以上である
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労、③同特別永年勤続功労のうち、いずれか)受賞している。
(該当功労番号:)
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない

【その他社会福祉の向上に特に功労のあった者(その他)】

- 調書は様式9-1である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労、③同特別永年勤続功労のうち、いずれか)受賞している。
(該当功労番号:)
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない

●社会福祉事業功労者等に対する知事顕彰推薦候補者チェックシート

推薦書提出前に、全て該当するか確認をお願いします。全てに該当していない場合、推薦の要件を満たしておりません。推薦書と合わせて、チェックシートも提出して下さい

【感謝(表彰の区分に該当する者)】

- 調書は様式10-1(個人)、様式10-2(団体)である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 表彰の各区分の基準に達しないが、特に感謝の意を表すことが適当である
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない

【多額寄附(個人)】

- 調書は様式10-1である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 寄付額が300万円以上(累計可)である
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない

【多額寄附(団体)】

- 調書は様式10-2である
- 調書の作成基準日は、大会開催日である。(令和6年10月9日)
- 寄付額が500万円以上(累計可)である
- 同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けていない